

令和8年度
北上雇用対策協議会 総会

日時：令和8年5月27日（水）10:15～

場所：北上地区合同庁舎 新館2階大会議室

..... 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議案第1号 令和7年度事業報告について

議案第2号 令和7年度一般会計及び特別会計収支決算について

議案第3号 令和8年度事業計画（案）について

議案第4号 令和8年度一般会計及び特別会計収支予算（案）について

議案第5号 役員の選任について

4 その他

- ・ジョブカフェさくらの活動状況について
- ・岩手大学リカレントプログラムについて

5 閉 会

◎総会に引き続きミニセミナーを開催します。

「大学・専門学校等の新卒採用動向について」

講師 キャリアバンク株式会社 パブリックサービス事業部

盛岡オフィス 所長 森 一史氏

令和8年度北上雇用対策協議会委員

区 分	役 職	氏 名	所 属
1号委員	理 事	黒 澤 勝 治	北上公共職業安定所 所長
		長 内 勝 徳	北上公共職業安定所 統括職業指導官
2号委員	副会長	佐 藤 直 也	北上商工会議所 会頭
		平 野 貴 也	北上商工会議所 工業部会長
3号委員		佐 藤 禎 信	岩手県立黒沢尻北高等学校 校長
		村 山 薫 美	岩手県立北上翔南高等学校 校長
	理 事	尾 崎 芳 彦	岩手県立黒沢尻工業高等学校 校長
		高 橋 国 博	岩手県立西和賀高等学校 校長
		阿 部 伸	専修大学北上高等学校 校長
4号委員	会 長	八重樫 浩 文	北上市長
	理 事	高 橋 剛	北上市 商工部長
		佐 藤 江 美	北上市 福祉部長
		小 原 昌 江	北上市教育委員会 教育部長
5号委員	副会長	内 記 和 彦	西和賀町長
		真 壁 一 男	西和賀町 観光商工課長
6号委員	理 事	佐 藤 満 義	岩手製鉄株式会社 代表取締役社長 (北上工業クラブ 会長)
	理 事	古 川 賢 悦	株式会社ジャパンセミコンダクター 総務部長
		菊 池 浩 二	ケミコン東日本株式会社岩手工場 工場長
		昆 野 寿 幸	株式会社エレック北上 取締役総務部長
		片 方 寛 之	株式会社丸片石油 代表取締役
		千 田 弘 美	千田工業株式会社 代表取締役社長
		高 橋 克 史	協同組合江釣子ショッピングセンター 理事長
		照 井 勝 也	株式会社西部開発農産 代表取締役社長
		小 池 裕 之	医療法人社団敬和会 理事長
		五十嵐 隆 一	東北ユーロイド工業株式会社 代表取締役社長
	高 橋 福 巳	株式会社WING 代表取締役	
7号委員		兼 平 俊 亮	岩手県南広域振興局 経営企画部経営企画室産業振興課特命課長
		小 原 学	北上工業クラブ 副会長 (株式会社小原建設 代表取締役社長)
		小 原 和 雄	北上コンピュータ・アカデミー 校長
	専務理事	後 藤 裕 紀	北上雇用対策協議会事務局
	監 事	千 田 里 枝	北上市 会計管理者

議案第 1 号

令和 7 年度事業報告について

令和 7 年度北上雇用対策協議会事業報告について、別紙のとおり承認を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

北上雇用対策協議会

会長 北上市長 八重樫 浩 文

令和7年度北上雇用対策協議会事業報告

I 概要

当地域では新たな事業所の開設や工場の拡大、既存店舗のリニューアルなど、活発な経済活動が続いています。

その中で、少子化はますます加速し、県内の高校生の数は50年前の4割程度まで減少しています。さらに進学率の向上に伴い就職志望者が減少し、地域内では求人をつまみかねない状況が続いています。

当協議会では、県内全地域の高校と、県内外の高等教育機関を訪問しての情報交換に加え、大学等職員を招いて学校と企業のつながりをつくる機会を設けたほか、高校が実施する企業見学会に係るバス代補助の継続、インターンシップに要する交通費助成の拡充等により、学生・生徒が地元企業への関心と理解を深める機会の創出に取り組みました。

また、各種イベントの開催を通じて就業意識の向上やマッチング支援に取り組み、ジョブカフェさくらでは様々な媒体を通して相談への対応や毎日の情報発信に取り組みました。

II 事業報告

1 会議等（主なもの）

- (1) 北上雇用対策協議会理事会・総会
5月29日（木） 北上地区合同庁舎
- (2) 北上公共職業安定所との定期的な打合せ
月1回 北上公共職業安定所
- (3) 岩手労働局と北上市の雇用対策協定運営協議会
5月21日（水） 北上市役所
- (4) 新規高等学校卒業生職業紹介業務打合せ会
 - ① 5月19日（月）北上地区合同庁舎
 - ② 10月22日（水）北上地区合同庁舎

2 雇用対策関連情報の提供

●ホームページの一部改修によりメニューやカテゴリーの選択が容易になり、必要な情報が探しやすくなった。

- (1) インターネットによる情報提供（ホームページ、SNS）
 - ① 週刊求人ニュース（毎週金曜日）
 - ② 各種セミナーや合同就職相談会等の案内（随時）
 - ③ 有効求人倍率等の雇用関連情報（ハローワーク北上からのお知らせ）
 - ④ 事業レポート（随時）

- ⑤ 賛助会員専用コーナー（随時）
- (2) 北上市企業データベースの運営
 - ① 登録企業数…1,439社（現在）
 - ② 検索件数…87,831件（令和7年4月～令和8年3月）・月平均 7,319件
- (3) 雇用施策等の情報提供ダイレクトメール
希望する賛助会員向けに月1回配信

3 新規高等学校卒業者地元定着事業

- 3月に開催した北上地域企業情報ガイダンスでは、他地域の関係機関からの見学者もあり、先進的な取り組みとして注目されている。
- バス見学会補助金には盛岡市の高校からも申請があり、市内企業の見学を通じて地域への理解と関心を深める機会になった。

(1) 北上地区高卒求人情報交換会（北上公共職業安定所との共催）

開催日	場所	参加事業所数	参加学校数
7月3日（水）	ブランニュー北上	102社	19校

(2) 北上地域企業情報ガイダンス（高校1、2年生向け）

開催日	場所	参加事業所数	参加生徒数
3月4日（水）	さくらホールfeat.ツガワ	39社	11校237人

(3) 管内外高等学校訪問

管内	4校
県内	55校 ・盛岡地区16校、釜石地区4校、宮古地区6校、花巻地区5校、一関地区7校、水沢地区6校、大船渡地区3校、二戸地区4校、久慈地区4校

- ・ これらの一部は5月28日から6月26日までのうち9日間を高校訪問キャンペーンとして市、北上公共職業安定所とともに32校を訪問。

(4) 北上市企業バス見学会補助金

- ・ 県内の高校や団体が実施するバス見学会のバス借り上げ料補助
高校2校
- ・ 高校の要望に合わせた見学先企業の選定支援

(5) ラジオ番組の音源公開

令和4年度～5年度の放送番組「親子で考えてみませんか？北上地区で働くということ」のYouTubeチャンネルでの常時音源公開

4 新規大学等卒業者地元定着事業

- 委託業務として、学校訪問に加え、大学等職員を招いての企業向け研修会を開催したほか、管内企業の求人情報を収集し、一覧で公開した。

- 企業が実施するインターンシップに参加する学生を対象とした交通費助成の内容を拡充し、自宅からの交通費や宿泊費まで対象にした。

(1) 大学等訪問

大学	県内 4 校 県外 13 校 ・東北 11 校、首都圏 2 校
職業訓練校	県内 2 校、県外 1 校
専門学校	県内 3 校 県外 3 校
その他関係機関	岩手県東京事務所、ふるさと回帰支援センター、岩手県ものづくり自動車産業振興室

(2) 大卒等新卒採用に取り組む企業向け研修会

第 1 回 9 月 25 日（木）	岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学・短期大学部	8 事業所	9 人
第 2 回 12 月 8 日（月）	岩手県立産業技術短期大学校、仙台工科専門学校、MCL 専門学校グループ	12 事業所	14 人
第 3 回 2 月 26 日（木）	八戸工業大学、八戸学院大学、秋田大学、秋田職業能力開発短期大学校	14 事業所	19 人

(3) 大学生等インターンシップ強化事業

① インターンシップに参加する学生への交通費助成

対象者 4 人

- ・大学生 1 校 1 人
- ・短大生 1 校 1 人
- ・専門学校生 2 校 2 人

② 令和 4、5 年度助成対象者の動向調査

対象者 12 人のうち採用に至った例 5 社 6 人

(4) U・I ターン希望者への情報提供

- ① あらゆる就職情報媒体に掲載された新卒者向け求人一覧を定期的に更新
- ② 「北上とつながるLINE」公式アカウント開設・配信（月 1～2 回）
- ③ 「20歳のつどい」参加者専用ホームページへの記事掲載
- ④ ホームページに「県外の方向け」カテゴリーを開設

5 社会人就労支援事業

- 合同就職相談会の参加者は増加傾向にある。これを契機とした採用件数は昨年度を上回る 13 件で、求職者と求人企業のマッチングの機会として定着している。

(1) 北上地域合同就職相談会

開催日	テーマ	参加事業所数	相談者数
6月9日（月）	指定なし	8事業所	32人
9月8日（月）	就職氷河期世代・未経験者歓迎	8事業所	67人
11月5日（水）	医療・福祉関係	8事業所	27人
2月9日（月）	シニア向け	6事業所	36人

・場所 さくらホールfeat.ツガワ

・上記のほか、北上公共職業安定所が企画運営した「おしごとマルシェ」（北上地域中規模就職相談会）に共催の形で参画した。

6 中小企業等支援事業

- 学校側へのアプローチを希望する企業には訪問時に同行し、情報収集するとともに企業PRを支援した。
- 中小企業基盤整備機構と連携し、人材育成セミナーの一部を開催したほか、大卒生等を採用したい企業向けにインターンシップ実施研修を開催した。
- 賛助会員アンケートの結果を踏まえ、他社との意見交換の中から自社の採用活動改善のヒントを得るための情報交換会を開催した。

(1) 大学及び高等学校等へ北上地域の企業情報の提供、企業による学校訪問への同行

・訪問先と同行企業 高校10社延べ25校

(2) 企業訪問等

求人数、採用状況等の聴取 延べ22事業所

(3) 人材育成セミナー

コース	開催日	参加者数
新入社員コース 第1期	4月14日（月）、5月8日（木）	13事業所22人
新入社員コース 第2期	4月16日（水）、5月13日（火）	7事業所23人
若手社員コース	10月17日（金）	8事業所15人
育成リーダーコース	10月31日（金）	11事業所20人

・場所 さくらホールfeat.ツガワ、北上市産業支援センター

(4) 中小企業基盤整備機構による採用活動サポートセミナー

「新卒採用につなげるインターンシップ実施研修」

6月24日（火） さくらホールfeat.ツガワ

①第1部 導入編 5社6人

②第2部 実践編 5社5人

(5) 採用と定着のヒントをシェアする人事・採用担当者等の情報交換会

2月4日（水） 北上市生涯学習センター 9社9人

(6) 採用活動・雇用環境等に関するアンケート

- ・賛助会員130事業所対象、うち65事業所回答、回答率50%
- ・項目は採用活動の実績と課題、多様な人材の受け入れ、行政や関係機関への支援希望内容等

7 ジョブカフェさくら運営事業

- 新規利用者が増加した一方、再来利用者が減少していることから、従来の継続的な支援利用から、必要な時の単発的な利用に移行していると思われる。
- 北上地区保護司会が中心となる罪を犯した人の就職を支援する協力事業主を拡大するためのネットワークづくりに参画し、今後の活動の基礎づくりに寄与した。

(1) 体制

センター長1人、相談員3人（全員国家資格キャリアコンサルタント）

(2) 利用状況

新規利用者	284人・月平均23.7人（前年239人・月平均19.9人）
再来利用者	2,990人・月平均249.1人（前年3,220人・月平均268.3人）
家族の就活に関する個別相談	14件・月平均1.2件（前年31件・月平均2.6件）
LINE・メール相談	188件・月平均15.7件（前年253件・月平均21.1件）

(3) 求職者向けセミナー等の開催

名称	開催回数	参加者数 (延べ)	内容
就活サポートセミナー「基本のき」	12回	71人	応募書類の基礎、面接マナー、求人票を読み取るコツ、自己分析など、毎回テーマを変え、2部形式で実施して求職者の不安軽減を図る。
みちくさカフェ「Origin」	12回	67人	働いている方、これから働こうと考えている方が一歩前に進めるよう参加者と関係性を構築しながら、社会性を身につける。
ライフプランニングセミナー	3回	22人	定年後の家計管理、万一の備え、保険の利用などこれからの働き方とライフプランを考えながら、就労収入の重要性を認識し、就労意欲を啓発する。
働く人のメンタルヘルスセミナー	1回	7人	セルフコントロールの方法を学ぶことにより、迷っている人が一歩踏

			み出すきっかけにして就活を現実化させる。
--	--	--	----------------------

(3) 求職者等への情報発信

- ① 就活応援通信の発行・月1回（ホームページ、関係機関・商業施設、LINE登録者）
- ② LINE通信の発行・月2回（LINE登録者）

(4) キャリサポ（出張キャリアサポート）

企業に出向いて社員と個別に面談し、課題の再確認を通じて早期離職の回避とモチベーションの向上につなげるもの（3事業所、7人）

(5) 関係機関との連携協力（主なもの）

- ① 北上地区保護司会・協力事業主拡大のための情報共有と対策検討会

8 関係機関との連携協力

●他機関が主催・主管するイベントにも周知や当日の従事の形で参画し、地域と管内企業の情報提供に努めた。

- (1) おしごとマルシェ（北上公共職業安定所・北上雇用対策協議会共催）
- (2) 北上地区ものづくり・IT産業就職相談会（岩手労働局・岩手県共催）
- (3) いわて就職マッチングフェア（ふるさといわて定住財団主催）
- (4) 北上市自立支援協議会就労支援部会

議案第 2 号

令和 7 年度一般会計及び特別会計収支決算について

令和 7 年度北上雇用対策協議会一般会計及び特別会計収支決算について、別紙のとおり承認を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

北上雇用対策協議会

会長 北上市長 八重樫 浩 文

令和7年度北上雇用対策協議会一般会計決算書

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額			決算額 (B)	比較増減 (B-A)	内 訳
	当初	流用額	現計(A)			
1 負担金	10,818,000		10,818,000	10,818,000	0	北上市 10,446,000 西和賀町 57,000 北上商工会議所 315,000
2 賛助会費	683,000		683,000	690,000	7,000	賛助会員会費(132事業所)
3 繰越金	513,364		513,364	513,364	0	前年度繰越
4 寄附金	0		0	0	0	
5 雑収入	636		636	5,348	4,712	預金利息
合計	12,015,000	0	12,015,000	12,026,712	11,712	

【支出の部】

科目	予算額			決算額 (B)	比較増減 (B-A)	内 訳
	当初	流用額	現計(A)			
1 報酬	7,628,000		7,628,000	7,565,222	△ 62,778	専務理事 4,402,249 事務職員 3,116,136 通勤手当(2名分) 46,837
2 共済費	1,221,000		1,221,000	1,161,870	△ 59,130	社会保険料事業主負担分(2名分) 1,086,598 労働保険料事業主負担分 61,334 岩手県社会保険協会会費 4,000 健康診断(一般健診2名分) 9,938
3 報償費	0		0	0	0	
4 旅費	10,000		10,000	465	△ 9,535	私用車公用使用費 465
5 需用費	591,000		591,000	264,328	△ 326,672	消耗品費(事務用品・コピー代) 235,568 食糧費(総会出席者等お茶) 10,160 印刷製本費(配布資料、名刺) 18,600
6 役務費	668,000		668,000	429,173	△ 238,827	電話料 160,539 インターネット利用料 118,910 切手代 18,000 後納郵便料 86,734 振込手数料 44,990
7 委託料	415,000		415,000	355,360	△ 59,640	ホームページ改修委託料 203,500 ホームページ・企業データベース管理委託料 106,260 北上地域企業情報ガイダンス準備作業委託料 45,600
8 使用料及び賃借料	1,056,000		1,056,000	945,070	△ 110,930	北上地域企業情報ガイダンス会場使用料 84,100 セミナー会場使用料 13,840 北上地域合同就職相談会場使用料 13,000 北上地区高卒求人情報交換会会場使用料 219,780 クラウドサービス利用料 9,240 パソコン・プリンタリース料 574,860 就労支援等予約システム使用料 30,250
9 備品購入費	234,000		234,000	232,320	△ 1,680	ジョブカフェ用複合機 165,220 NAS(事務局データバックアップ用機器) 67,100
10 負担金	142,000		142,000	104,699	△ 37,301	ウイルス対策ソフト更新料 11,649 キャリアコンサルタント資格取得助成金 93,050
11 予備費	50,000		50,000	0	△ 50,000	0
合計	12,015,000	0	12,015,000	11,058,507	△ 956,493	

収入済額	12,026,712
支出済額	11,058,507

残額 968,205 令和8年度に繰越

令和7年度北上雇用対策協議会特別会計決算書
 ≪北上地域人材確保定着サポート事業≫

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額			決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	内訳
	当初	流用額	現計(A)			
1 委託料	29,826,000		29,826,000	29,826,000	0	北上市より
2 繰越金	1,951,654		1,951,654	1,951,654	0	前年度繰越
3 雑収入	346		346	12,725	12,379	預金利息
合計	31,778,000	0	31,778,000	31,790,379	12,379	

【支出の部】

科目	予算額			決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	内訳
	当初	流用額	現計(A)			
1 報酬	16,719,000		16,719,000	16,595,493	△ 123,507	就職・採用支援コーディネーター(1名分) 2,725,792 ジョブカフェさくらセンター長 3,738,040 ジョブカフェさくら就労支援相談員(3名分) 10,026,548 通勤手当(2名分) 105,113
2 共済費	2,235,000		2,235,000	2,107,953	△ 127,047	社会保険料事業主負担分(4名分) 1,950,462 健康診断(5名分) 25,784 労働保険料事業主負担分 131,707
3 報償費	684,000		684,000	651,344	△ 32,656	新入社員向けセミナー講師料 280,000 若手社員・育成リーダー向けセミナー講師料 229,544 ジョブカフェ就活支援セミナー講師料 68,400 ジョブカフェ働く人のメンタルヘルスセミナー等講師料 23,400 ジョブカフェスタッフ研修講師料 50,000
4 旅費	600,000		600,000	258,865	△ 341,135	就職・採用支援コーディネーター等旅費 195,190 講師交通費 49,372 ジョブカフェ相談員研修旅費 7,610 私用車公用使用費 6,693
5 需用費	811,000		811,000	496,240	△ 314,760	消耗品費(事務用品等) 342,535 公用車ガソリン代 70,805 新聞購読料 37,800 印刷製本費(ジョブカフェリーフレット、名刺) 45,100
6 役務費	454,000		454,000	257,684	△ 196,316	電話料 92,438 LINE配信料 66,000 後納郵便料 74,606 振込手数料 24,640
7 委託料	6,292,000		6,292,000	6,291,000	△ 1,000	大卒等人材確保推進業務委託料 3,999,000 人材確保推進事業業務委託料 2,292,000
8 使用料及び賃借料	2,183,000	545,000	2,728,000	2,656,300	△ 71,700	行政財産使用料(合同庁舎使用料) 1,235,525 会場使用料(人材育成セミナー) 101,800 公用車借上料 706,200 高速道路使用料 67,675 駐車場使用料 600 イラスト使用料 544,500
9 負担金	1,700,000	△ 545,000	1,155,000	351,215	△ 803,785	企業バス見学会補助金 291,000 インターンシップ補助金 60,215
10 予備費	100,000		100,000	0	△ 100,000	0
合計	31,778,000	0	31,778,000	29,666,094	△ 2,111,906	

収入済額 31,790,379

支出済額 - 29,666,094

残額 2,124,285 令和8年度に繰越

監 査 報 告

令和7年度北上雇用対策協議会の一般会計収支決算書並びに特別
会計収支決算書及び証票書類等について、令和8年5月19日に監査し
た結果、いずれも適正に処理されていることを認めたので、ここに報
告します。

令和8年5月27日

北上雇用対策協議会

監事 北上市会計管理者 千田 里枝



議案第3号

令和8年度事業計画（案）について

令和8年度北上雇用対策協議会事業計画（案）について、別紙のとおり承認を求めらる。

令和8年5月27日提出

北上雇用対策協議会

会長 北上市長 八重樫 浩 文

令和8年度 北上雇用対策協議会事業計画（案）

I 方針

新卒者の確保に向け、学校と企業のつながりを強化するため、県内全地域の高校訪問や、大学等職員を招いての研修会に引き続き取り組むとともに、ホームページやSNSを活用した学生・生徒への企業情報の発信を強化します。

また、企業見学やインターンシップに係る費用を補助し、学生や生徒が企業を自分の目で見ること、実際の仕事を体験することの機会を増やして産業や就職への関心と理解を深めます。

年間を通じた企業と求職者のマッチング支援として、テーマ別の合同就職相談会を開催します。

就労支援機関であるジョブカフェさくらにおいては、就労希望者の就労意欲の向上や不安の解消につながる事業を展開するほか、就職がゴールではないという姿勢を基に、企業に出向き社員との対話を通じて、職場への定着と個人のキャリア形成を充実させることに努めます。

II 事業計画

1 会議等

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 北上雇用対策協議会理事会並びに総会 | 5月 |
| (2) 岩手労働局と北上市の雇用対策協定運営協議会 | 5月 |
| (3) 新規高等学校卒業予定者に係る職業紹介業務打合せ会議 | 年2回程度 |

2 雇用関連情報の提供

- 複数の媒体で一層の情報発信に努め、若い世代にはSNSを活用して視覚に訴える。
学生向けのインスタグラムアカウントを新たに開設し、企業の魅力を伝える情報を発信する。

(1) 公式ホームページによる情報提供

- ①週刊求人ニュース（ハローワーク北上提供・毎週金曜日）
- ②各種セミナーや合同就職相談会等の案内
- ③有効求人倍率等の雇用関連情報（ハローワーク北上からのお知らせ）
- ④事業レポート
- ⑤賛助会員専用コーナー
- ⑥ジョブカフェさくらのページ

(2) 北上市企業データベースの運営

- ①掲載記事の更新

掲載事業所からの直接アクセスによる随時内容更新呼びかけ

- ②記事更新に向けた周知

- (3) 雇用施策の情報提供ダイレクトメール（メールマガジン形式）
- (4) 「北上とつながるLINE」等SNSからの発信

以上通年

3 新規高等学校卒業者地元定着事業

- 就職・採用支援コーディネーターによる管内、管外の高等学校や企業との連携体制を強化する。
 - 県内の高校や団体が主催する企業見学会の経費の一部を補助し、地域や企業を実際に見る機会を増やして就職意欲の向上を図る。
- (1) 北上地区高卒求人情報交換会 7月
進路指導担当者と求人企業の採用担当者との面談
 - (2) 北上地域企業情報ガイダンス 3月
高校1・2年生向け管内事業所採用担当者からの概要説明
 - (3) 管内・管外の高等学校訪問 通年
 - ・情報収集及び提供並びに企業の学校訪問支援
 - ・北上公共職業安定所及び北上市との合同訪問（キャラバン事業）5～6月
 - (4) 北上市企業バス見学会補助金 通年
 - ・県内の高校や団体が実施するバス見学会のバス借り上げ料補助
 - ・高校の要望に合わせた見学先企業の選定支援
 - (5) ラジオ番組の音源公開 通年
 - ・令和4年度～5年度の放送番組「親子で考えてみませんか？北上地区で働くということ」のYouTubeチャンネルでの音源公開

4 新規大学等卒業者地元定着事業

- 大学等の訪問やキャリアセンター職員を招いての研修会を開催し、学校と企業をつながりづくりを支援する。
 - 学生のインターンシップや企業見学に係る経費に対して補助金を交付する。
- (1) 県内外の大学・専門学校等訪問による情報交換並びに企業の学校訪問支援
 - (2) 大学等職員を招いての研修会
 - (3) 学生向けインスタグラムによる地域と企業の魅力発信
 - (4) あらゆる就職情報媒体に掲載された新卒者向け求人一覧を定期的に更新 以上業務委託・通年
 - (5) 他団体主催のU・Iターン促進事業、マッチング促進事業への協力 通年
 - (6) インターンシップに参加する学生への交通費支援 通年
 - (7) 大学のゼミ活動による企業見学に要する交通費・宿泊費支援 通年
 - (8) 令和6年度インターンシップ補助金交付学生の動向調査 9月
 - (9) 「20歳のつどい」対象者への啓発 1月

5 社会人就労支援事業

- 中途退職者、未経験者、就職氷河期世代、医療・福祉職志望者等幅広い年代を対象として就職活動を支援し、マッチングを図る。

(1) 求職者へのマッチング就労支援

- ①北上地域合同就職相談会の開催 6月、9月、11月、2月
- ②北上公共職業安定所が主催する事業への参画 通年
- ③ジョブカフェさくらの各種事業 通年

(2) U・Iターン希望者支援

- 関係イベントへの協力、情報発信 通年

6 中小企業等支援事業

- 企業が自力で採用と定着の向上を図れるようさまざまな側面から支援する。
- 中小企業大と連携し、中堅社員のスキルアップとキャリア形成に役立つセミナーを開催する。

(1) 企業訪問による情報交換、企業による学校訪問への同行 通年

(2) 人材育成セミナー

- ①新入社員コース 4月～5月
- ②若手社員コース 9月
- ③育成リーダーコース 9月

(3) 他機関が主催するイベントやセミナーへの協力 通年

(4) 採用活動・雇用環境等に関するアンケート 11月～12月

7 ジョブカフェさくら運営事業

- 国家資格キャリアコンサルタントと専門的な知識を持つスタッフが、就職や仕事に対する悩みや不安を抱える幅広い世代の方々やその家族からの相談に対し、一緒に考えながら親身に対応していく。
- 事業所を訪問しての定期的な面談を通してモチベーションの向上や定着率の向上を図るキャリアサポ（出張キャリアサポート）に取り組む。

(1) 就労支援

- ① 就労相談、カウンセリング
- ② 履歴書・職務経歴書等の応募書類作成支援
- ③ 適職診断、模擬面接
- ④ 家族の就職に関する個別相談
- ⑤ 就活・仕事LINE相談

(2) 企業支援

- 「キャリアサポ（出張キャリアサポート）」

企業に出向いて社員と個別に面談し、キャリア形成意識を喚起して企業と従業員のよりよい共生関係を構築する。

(3) セミナー等の開催

- | | |
|---|----|
| ① 就活セミナー「基本のき」 | 毎月 |
| 就職活動での不安や疑問を軽減し、一步踏み出す機会にする。 | |
| 内容：就活基礎編、応募書類編、面接対応編 | |
| ② 働き続けるための両立セミナー | 6月 |
| 育児や介護等と仕事の両立に悩む方、今後想定される方が、対応の方向性や使える制度を知ることで、キャリアを継続する意識を持つ。 | |

(4) 関係機関との連携協力

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 北上地区保護司会等による協力事業主拡大活動への参画 | 随時 |
| ② 北上市自立支援協議会就労支援部会 | 年5回程度 |
| ② 北上・西和賀地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会 | 年1回 |
| ③ 北上市いのち支える自殺対策ネットワーク会議 | 年3回程度 |
| ④ 北上市ひきこもりネットワーク協議会 | 年2回程度 |
| ⑤ 北上市青少年問題協議会 | 年1回 |
| ⑥ 岩手中部自殺対策実務者連絡会議 | 年3回 |
| ⑦ 岩手若者ステップアップ支援事業連絡会議 | 年2回 |
| ⑧ 西和賀町出張相談 | 要請により開催 |
| (5) 相談員の講習会、研修会等への参加 | 通年 |
| (6) 就活応援の発行 | 週1回 |
| (7) インスタグラムの投稿 | 随時 |
| (8) 関係機関からの講師依頼対応 | 通年 |
| (9) 北上市空き家バンク内でのジョブカフェホームページリンク | 通年 |

8 その他

- | | |
|----------------------|----|
| 国、県、近隣自治体や関係機関との連携協力 | 通年 |
|----------------------|----|

議案第4号

令和8年度一般会計及び特別会計収支予算（案）について

令和8年度北上雇用対策協議会一般会計及び特別会計収支予算（案）について、
別紙のとおり承認を求める。

令和8年5月27日提出

北上雇用対策協議会

会長 北上市長 八重樫 浩 文

令和8年度北上雇用対策協議会一般会計予算書(案)

【収入の部】

(単位:円)

科目	R8年度 予算額(A)	R7年度 予算額(B)	比較増減 (A)-(B)	摘要	
1 負担金	9,921,000	10,818,000	△ 897,000	北上市 西和賀町 北上商工会議所	9,549,000 57,000 315,000
2 賛助会費	686,000	683,000	3,000	賛助会員会費(130事業所)	
3 繰越金	968,205	513,364	454,841	前年度繰越	
4 寄附金	0	0	0		
5 雑収入	37,795	636	37,159	預金利息、物品売り払い収入	
合計	11,613,000	12,015,000	△ 402,000		

【支出の部】

科目	R8年度 予算額(A)	R7年度 予算額(B)	比較増減 (A)-(B)	摘要	
1 報酬	6,638,000	7,628,000	△ 990,000	専務理事 事務職員 通勤手当(2名分)	4,400,000 2,182,000 56,000
2 共済費	1,081,000	1,221,000	△ 140,000	社会保険料事業主負担(2名分) 労働保険料事業主負担(2名分) 岩手県社会保険協会会費 健康診断(一般健診2名分)	940,000 120,000 4,000 17,000
3 旅費	10,000	10,000	0	私用自動車公用使用費	10,000
4 需用費	970,000	591,000	379,000	消耗品費(事務用品・コピー代等) 食糧費(会議等お茶代) 印刷製本費(資料印刷等)	700,000 20,000 250,000
5 役務費	817,000	668,000	149,000	電話料 インターネット利用料 切手代、郵送料 インターネットバンキング月額基本料 振込手数料 その他の手数料	180,000 120,000 400,000 47,000 50,000 20,000
6 委託料	383,000	415,000	△ 32,000	ホームページ・企業データベース保守委託料 企業データベース改修委託料 その他委託料	107,000 176,000 100,000
7 使用料及び賃借料	1,422,000	1,056,000	366,000	北上地域企業情報ガイダンス会場使用料 合同就職相談会・会場使用料(2回分) 高卒求人情報交換会会場使用料 クラウドサービス利用料 パソコン等賃借料(パソコン11台、プリンタ2台) 就労支援等予約システム使用料 給与システム使用料 駐車場使用料 その他使用料	150,000 13,000 220,000 10,000 575,000 31,000 393,000 15,000 15,000
8 備品購入費	173,000	234,000	△ 61,000	ジョブカフェ業務用携帯電話更新 NAS(ジョブカフェデータバックアップ用機器)	100,000 73,000
9 負担金	19,000	142,000	△ 123,000	ウイルス対策ソフト更新料	19,000
10 予備費	100,000	50,000	50,000		
合計	11,613,000	12,015,000	△ 402,000		

令和8年度北上雇用対策協議会特別会計予算書(案)
 ≪北上地域人材確保定着サポート事業≫

【収入の部】

(単位:円)

科目	R8年度 予算額(A)	R7年度 予算額(B)	比較増減 (A)-(B)	摘要
1 委託料	29,826,000	29,826,000	0	北上市より
2 繰越金	2,124,285	1,951,654	172,631	前年度繰越金
3 雑収入	715	346	369	
合計	31,951,000	31,778,000	173,000	

【支出の部】

科目	R8年度 予算額(A)	R7年度 予算額(B)	比較増減 (A)-(B)	摘要
1 報酬	17,301,000	16,719,000	582,000	ジョブカフェさくら相談員4名分 14,079,000 就職・採用支援コーディネーター1名分 3,080,000 通勤手当(3名分) 142,000
2 共済費	2,684,000	2,235,000	449,000	社会保険料事業主負担(5名分) 2,400,000 労働保険料事業主負担分(5名分) 250,000 健康診断 34,000
3 報償費	699,000	684,000	15,000	新入社員向けセミナー講師料 280,000 若手社員・育成リーダー向けセミナー講師料 250,000 ジョブカフェ各種セミナー講師料 69,000 その他謝金 100,000
4 旅費	600,000	600,000	0	講師交通費等 100,000 職員旅費 475,000 私用車公用使用費 25,000
5 需用費	830,000	811,000	19,000	消耗品費(事務用品等) 530,000 公用車燃料費 200,000 印刷製本費(リーフレット・ポスター等) 100,000
6 役務費	356,000	454,000	△ 98,000	ジョブカフェ電話料 100,000 切手代・郵送料 100,000 LINE配信料 66,000 振込手数料 30,000 その他手数料 60,000
7 委託料	5,252,000	6,292,000	△ 1,040,000	大卒等採用推進業務委託料 4,000,000 人材確保推進事業業務委託料 1,152,000 その他臨時業務委託料 100,000
8 使用料及び 賃借料	2,269,000	2,728,000	△ 459,000	行政財産使用料(ジョブカフェ賃借料) 1,352,000 公用車借上げ料 707,000 高速道路使用料 100,000 駐車場使用料 10,000 セミナー等会場使用料 100,000
9 負担金	1,860,000	1,155,000	705,000	企業見学会交通費助成 960,000 ゼミ企業見学サポート補助 700,000 インターンシップ補助 170,000 ジョブカフェ相談員講習受講料 20,000 その他受講料 10,000
10 予備費	100,000	100,000	0	100,000
合計	31,951,000	31,778,000	173,000	

議案第5号

役員を選任について

令和8、9年度北上雇用対策協議会役員を選任について、別紙のとおり承認を求める。

令和8年5月27日提出

北上雇用対策協議会

会長 北上市長 八重樫 浩 文

令和8・9年度北上雇用対策協議会役員名簿

役 職	氏 名	所 属	備考
会 長	八重樫 浩 文	北上市長	
副会長	内 記 和 彦	西和賀町長	
副会長	佐 藤 直 也	北上商工会議所会頭	
理 事	黒 澤 勝 治	北上公共職業安定所長	新
理 事	尾 崎 芳 彦	岩手県立黒沢尻工業高等学校長	新
理 事	高 橋 剛	北上市商工部長	
理 事	佐 藤 満 義	岩手製鉄株式会社代表取締役社長（北上工業クラブ会長）	
理 事	古 川 賢 悦	株式会社ジャパンセミコンダクター総務部長	
専務理事	後 藤 裕 紀	北上雇用対策協議会	

北上雇用対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北上雇用対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、北上市商工部産業雇用支援課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、北上市及び西和賀町（以下「北上地区」という。）の雇用環境の整備、改善等を促進するとともに、地域の発展を担う人材の確保、育成、定着等雇用の安定を図り、もって、産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 雇用の促進と安定に関する各種情報の収集及び提供する事業
- (2) 事業所の人材確保を容易にするための事業
- (3) 求職者の就職活動を容易にするための事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 北上公共職業安定所の職員
- (2) 北上商工会議所の役員
- (3) 北上地区の高等学校の長
- (4) 北上市の職員
- (5) 西和賀町の職員
- (6) 北上地区内の企業の役職員
- (7) 知識経験を有する者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理 事 若干名

(5) 監 事 1名

(役員を選任及び任期)

第7条 役員を選任は、次のとおりとする。

(1) 会長は北上市長を、副会長は西和賀町長及び北上商工会議所会頭を、監事は北上市会計管理者をもって充てる。

(2) 専務理事は、委員の中から会長が任命する。

(3) 理事は、委員の中から総会において選任する。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 専務理事は、協議会の日常の業務を処理する。

(4) 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。

(5) 監事は、会務の執行状況及び会計を監査する。

(役員報酬)

第9条 専務理事を除く役員には、報酬を支給しない。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成し、会長が招集する。

2 定期総会は、毎会計年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上の要求があったときに開催する。

4 総会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

5 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他重要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上の要求があったとき、会長が招集する。

2 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案の重要事項

(2) その他会務運営に関する基本事項

3 理事会の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(賛助会員)

第13条 第3条の目的に賛同し、協議会事業の円滑な実施に協力しようとする北上地区内の企業で、会長が承認したものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、協議会に賛助会費を納入するものとし、協議会は、賛助会員に対して協議会事業に係る資料及び情報の提供並びに意見聴取及び情報交換の場の設定に努めるものとする。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、寄付金、賛助会費、その他の収入をもって充てる。

2 前項の収入は、予算で定める。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局員)

第16条 協議会に事務局長及び事務局員を置き、会長が任命する。また、必要に応じ臨時に職員を置くことができる。

(補足)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (全部改正)

この規約は、平成14年5月31日から施行する。

附 則 (一部改正：第5条)

この規約は、平成18年5月30日から施行する。

附 則 (一部改正：第7条)

この規約は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (一部改正：第1条、第3条、第5条、第6条、第7条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条)

この規約は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（一部改正：第 2 条）

この規約は、平成 29 年 5 月 12 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正：第 5 条）

この規約は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。